



県章

# 山形県公報

平成27年3月6日(金)  
第2627号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正……………(水大気環境課) ……270
- 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農政企画課) ……271
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(農村整備課) ……同
- 車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定……………(道路整備課) ……272
- 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項の規定による通行方法……………(同) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……273
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……274
- 指定管理者の指定……………(空港港湾課) ……275
- 同……………(同) ……同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………277
- 山形県人事委員会規則6-2(職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則……………278

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程……………279

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……280
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……282
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……287
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……288
- 同……………(同) ……289

### 正 誤

# 告 示

## 山形県告示第182号

昭和49年4月県告示第443号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

月光川（全域）	A	ロ	} 月光川水域
洗沢川（全域）	A	イ	

を

月光川（全域）	A	ロ	月光川水域
	生物A	イ	
洗沢川（全域）	A	イ	

に、

丹生川（全域）	A	イ
---------	---	---

を

丹生川（全域）	A	イ
	生物A	イ

に、

荒川（全域）	A	ハ
--------	---	---

を

荒川（全域）	A	ハ
	生物A	イ

に、

堀立川（全域）	B	ロ
羽黒川（全域）	A	イ

を

堀立川（全域）	B	ロ
羽黒川（全域）	A	イ
鮭川（全域）	生物A	イ

に改め

る。

## 山形県告示第183号

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第1項の規定により、次の第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるため、同条第7項の規定により、当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の名称  
山形市第一種大規模小売店舗立地法特例区域
- 2 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案  
山形市十日町二丁目20番、20番1、21番、24番1、25番1、26番1、26番2、26番3、27番1、45番、45番1、46番4、46番8及び67番5並びに同市小姓町字東前146番1
- 3 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の縦覧の期間及び場所  
(1) 期間 平成27年3月6日から同月20日まで  
(2) 場所 山形県商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所
- 4 その他

この第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を平成27年3月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見

#### 山形県告示第184号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.40%」を「年0.45%」に改める。

##### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成27年1月22日から適用する。
- 2 平成27年1月22日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 山形県告示第185号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.40パーセント」を「年0.45パーセント」に改め、「漁業協同組合の経済事業若しくは信用事業の事務の合理化に必要な機器の購入若しくは設置に必要な資金」を削る。

##### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条（「漁業協同組合の経済事業若しくは信用事業の事務の合理化に必要な機器の購入若しくは設置に必要な資金」を削る部分を除く。）の規定は、平成27年1月22日から適用する。
- 2 平成27年1月22日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 山形県告示第186号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成27年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 1 基本測量を実施した地域

###### (1) 国土調査に伴う基準点測量

山形市、米沢市、酒田市、東村山郡山辺町、東置賜郡川西町

###### (2) 電子基準点現地調査

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東村山郡山辺町、西村山郡西川町、最上郡最上町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町

##### 2 基本測量を実施した期間

平成26年7月1日から平成27年2月9日まで

##### 3 作業の種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量、電子基準点現地調査）

**山形県告示第187号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、県土整備部道路整備課において平成27年3月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成27年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	指定する区間	
	起 点	終 点
一般国道287号	長井市森字山之下480番1	長井市五十川字北表一3234番1
主要地方道余目温海線	鶴岡市温海字荻田177番1	鶴岡市温海字温海645番142
一般県道温海川木野俣大岩川線	鶴岡市大岩川字家の平51番4	鶴岡市温海字荻田177番1
同上	鶴岡市大岩川字家の平51番4	鶴岡市大岩川字中川原56番2

## 2 指定する期日 平成27年4月1日

**山形県告示第188号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

なお、関係図面は、県土整備部道路整備課において平成27年3月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成27年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	指定する区間	
	起 点	終 点
一般国道287号	長井市森字山之下480番1	長井市五十川字北表一3234番1

## 2 指定する期日 平成27年4月1日

## 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

## (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

## (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上・縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上・縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

## (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

#### 山形県告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
深沢	別紙図面のとおり	土石流
しょうぶ沢	別紙図面のとおり	土石流
宮の沢1	別紙図面のとおり	土石流
鶴の里－1	別紙図面のとおり	地滑り
鶴の里－2	別紙図面のとおり	地滑り
早田	別紙図面のとおり	地滑り
関川	別紙図面のとおり	地滑り
関川2	別紙図面のとおり	地滑り
払川－1	別紙図面のとおり	地滑り
払川－2	別紙図面のとおり	地滑り
払川－3	別紙図面のとおり	地滑り
田麦俣21	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
熊出	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
南俣	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
平沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小名部2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小名部1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
倉ノ上	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
椿沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

内沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
横路	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小菅野代	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
深沢	別紙図面のとおり	土石流
しょうぶ沢	別紙図面のとおり	土石流
田麦俣21	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
熊出	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
南俣	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
平沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小名部2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小名部1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
倉ノ上	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
椿沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
横路	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小菅野代	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

山形県告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県ふるさと交流広場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県ふるさと交流広場
- 2 指定した団体 山形市小白川町五丁目5番1号  
株式会社モンテディオ山形
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

山形県告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鼠ヶ関マリーナの指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 鼠ヶ関マリーナ
- 2 指定した団体 鶴岡市馬場町9番25号  
鶴岡市
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

**公安委員会関係**

**規 則**

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月6日

山形県公安委員会

委員長 小 林 由 紀 子

山形県公安委員会規則第3号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

第14条第11号中「並びに機動捜査隊、交通機動隊及び機動隊」を削る。

第23条中第10号を第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 刑事部に置く課及び研究所の庶務に関すること。

第23条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 犯罪関連情報の総合的な収集・分析に関すること。

第39条の表警務課の項中 「 総 括 室 」 を 「 警 務 部 総 括 室 」 に改め、同表中

生活環境課	サイバー犯罪対策室	第22条第9号から第11号までに掲げる事務	を
-------	-----------	-----------------------	---

生活環境課	サイバー犯罪対策室	第22条第9号から第11号までに掲げる事務	に、
刑事企画課	刑事部総括室	第23条第11号に掲げる事務	

鑑識課	機動鑑識隊	第27条第4号に掲げる事務	を
-----	-------	---------------	---

	捜 査 支 援 室	第23条第6号から第8号までに掲げる事務
鑑 識 課	機 動 鑑 識 隊	第27条第4号に掲げる事務

に改める。

第40条第1項の表中

総 括 室	総 括 室 長	上司の命を受け、総括室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-------	---------	----------------------------------

を

警 務 部 総 括 室	警 務 部 総 括 室 長	上司の命を受け、警務部総括室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-------------	---------------	-------------------------------------

に、

サイバー犯罪対策室	サイバー犯罪対策室長	上司の命を受け、サイバー犯罪対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-----------	------------	----------------------------------------

を

サイバー犯罪対策室	サイバー犯罪対策室長	上司の命を受け、サイバー犯罪対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
刑 事 部 総 括 室	刑 事 部 総 括 室 長	上司の命を受け、刑事部総括室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に、

機 動 鑑 識 隊	機 動 鑑 識 隊 長	上司の命を受け、機動鑑識隊の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-----------	-------------	------------------------------------

を

捜 査 支 援 室	捜 査 支 援 室 長	上司の命を受け、捜査支援室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
機 動 鑑 識 隊	機 動 鑑 識 隊 長	上司の命を受け、機動鑑識隊の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に改め、同条

第2項の表中

交 通 企 画 課	交 通 調 査 官	上司の命を受け、第30条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。
-----------	-----------	----------------------------------------------

を

交 通 企 画 課	交 通 調 査 官	上司の命を受け、第30条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。
交 通 指 導 課	交 通 指 導 官	上司の命を受け、第31条第1号から第4号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。

に改める。

別表(2)新庄警察署の項中	堀 内 駐 在 所	最上郡舟形町堀内
	舟 形 駐 在 所	最上郡舟形町舟形

を

舟 形 町 駐 在 所	最上郡舟形町舟形
-------------	----------

に改め、同表酒田警察署の項中



黒森駐在所	酒田市黒森
浜中駐在所	酒田市浜中

を

黒森駐在所	酒田市黒森
-------	-------

に改める。

附 則

この規則は、平成27年3月16日から施行する。ただし、第14条の改正規定、第39条の表の改正規定（

鑑識課	機動鑑識隊	第27条第4号に掲げる事務
-----	-------	---------------

を

	捜査支援室	第23条第6号から第8号までに掲げる事務
鑑識課	機動鑑識隊	第27条第4号に掲げる事務

に改める部分

を除く。）、第40条第1項の表の改正規定（

機動鑑識隊	機動鑑識隊長	上司の命を受け、機動鑑識隊の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-------	--------	------------------------------------

を

捜査支援室	捜査支援室長	上司の命を受け、捜査支援室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
機動鑑識隊	機動鑑識隊長	上司の命を受け、機動鑑識隊の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に改める部分

を除く。）及び別表(2)の改正規定は、同年4月1日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月6日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

別表第1病院事業局職員の職の病院事業管理者の病院の項職級3の欄中「鶴岡病院」を「こころの医療センター」

に改め、同表研究職給料表適用職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「」を

「科学捜査研究所長」に改め、同表病院事業局職員の職の病院事業管理者の病院の項中「鶴岡病院」を「こころ

の医療センター」に改める。

別表第2警察官の職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「科学捜査研究所長」を削る。

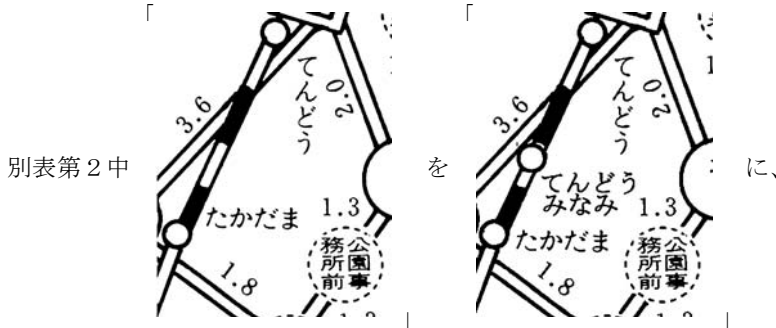
附 則

この規則は、平成27年3月9日から施行する。ただし、別表第1研究職給料表適用職の警察本部長の本部の項職級3の欄及び別表第2警察官の職の警察本部長の本部の項職級3の欄の改正規則は、同月16日から施行する。

山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

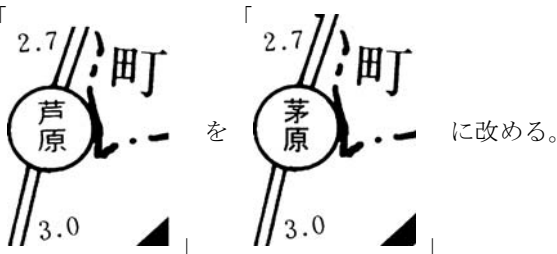
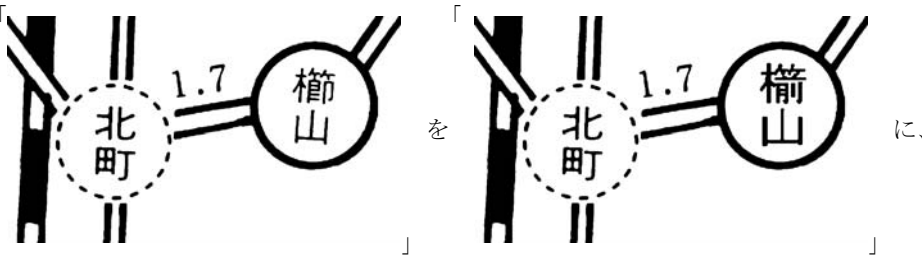
平成27年3月6日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦



駅名	基準地	駅名	基準地
奥羽本線		仙山線	
乱川駅	乱川	楯山駅	風間
天童駅	天童	高瀬駅	田中
高掬駅	長岡	山寺駅	山寺
漆山駅	漆山	面白山高原駅	面白山
南出羽駅	七浦	左沢線	
羽前千歳駅	長町	東金井駅	陣場
山形駅	山形	羽前山辺駅	山辺
蔵王駅	松原	羽前金沢駅	金沢
茂吉記念館前駅	弁天	羽前長崎駅	長崎
かみのやま温泉駅	上山		
羽前中山駅	中山		

駅名	基準地	駅名	基準地
奥羽本線		仙山線	
乱川駅	乱川	楯山駅	風間
天童駅	天童	高瀬駅	田中
天童南駅	公園事務所前	山寺駅	山寺
高掬駅	長岡	面白山高原駅	面白山
漆山駅	漆山	左沢線	
南出羽駅	七浦	東金井駅	陣場
羽前千歳駅	長町	羽前山辺駅	山辺
山形駅	山形	羽前金沢駅	金沢
蔵王駅	松原	羽前長崎駅	長崎
茂吉記念館前駅	弁天		
かみのやま温泉駅	上山		
羽前中山駅	中山		



附則

この規則は、平成27年3月14日から施行する。

# 病院事業局関係

## 規 程

### 山形県病院事業管理規程第2号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月6日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

### 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の表中

山形県立鶴岡病院	鶴岡市	心療内科及び精神科
----------	-----	-----------

を

山形県立こころの医療センター	鶴岡市	心療内科、精神科及び児童・思春期精神科
----------------	-----	---------------------

に改める。

第10条第1項の表中

山形県立鶴岡病院	を	山形県立こころの医療センター
----------	---	----------------

に改める。

第17条第1項の表中「鶴岡病院」を「こころの医療センター」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- この規程は、平成27年3月9日から施行する。  
（山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程）
- 山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1号中「山形県立鶴岡病院」を「山形県立こころの医療センター」に改める。  
（山形県病院事業局出納取扱金融機関公金取扱規程の一部を改正する規程）
- 山形県病院事業局出納取扱金融機関公金取扱規程（平成15年3月県病院事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

山形県立鶴岡病院	を	山形県立こころの医療センター
----------	---	----------------

に改める。

別記様式第4号中

鶴岡病院	を	こころの医療センター
------	---	------------

に改める。

（山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程）

- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	「 病院（鶴岡病院 を除く。） 鶴岡病院 」	を	「 病院（こころの 医療センターを 除く。） こころの医療セ ンター 」	に改める。
-------	------------------------------------	---	--------------------------------------------------------	-------

（山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程）

- 5 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表病院の項中「鶴岡病院」を「こころの医療センター」に改める。

別表第3中	「 1 病院（鶴 岡病院を除 く。） 2 鶴岡病院 」	を	「 1 病院（こ ころの医療セ ンターを除く。） 2 こころの医 療センター 」	に改める。
-------	--------------------------------------------	---	------------------------------------------------------------	-------

（山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程）

- 6 山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「鶴岡病院」を「こころの医療センター」に改める。

（山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程）

- 7 山形県病院事業局文書管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

別表2病院の項の表中	「 <table border="1"><tr><td>山形県立鶴岡病院</td><td>鶴病</td></tr></table> 」	山形県立鶴岡病院	鶴病	を	「 <table border="1"><tr><td>山形県立こころの医療センター</td><td>こせ</td></tr></table> 」	山形県立こころの医療センター	こせ	に改める。
山形県立鶴岡病院	鶴病							
山形県立こころの医療センター	こせ							

（山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程）

- 8 山形県病院事業局職員公舎管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号及び第5条第1項第4号中「山形県立鶴岡病院」を「山形県立こころの医療センター」に改める。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、リーチスタッカーの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成27年4月15日（水） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 リーチスタッカー 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

- (3) 納入期限 平成28年1月29日（金）
  - (4) 納入場所 酒田市高砂地内 酒田港国際ターミナル
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報2623号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2720
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)に係る事項を証する書類及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成27年3月27日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
  - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、

審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Reach Stacker: 1
- (2) Time limit for tender: 11:00 A.M. April 15, 2015
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023 (630) 2720

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成27年1月及び2月に実施した平成26年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成27年3月6日

山形県監査委員	坂	本	貴	美	雄
山形県監査委員	児	玉			太
山形県監査委員	会	田	稔		夫
山形県監査委員	加	藤			香

#### 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関43箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
荒 砥 高 等 学 校	平成27年1月19日	坂本委員	加藤委員
朝 日 学 園	平成27年1月19日	坂本委員	加藤委員
長 井 工 業 高 等 学 校	平成27年1月19日	坂本委員	加藤委員
南 陽 高 等 学 校	平成27年1月19日	坂本委員	加藤委員
や ま な み 学 園	平成27年1月19日	坂本委員	加藤委員
南 陽 警 察 署	平成27年1月19日	坂本委員	加藤委員
米 沢 商 業 高 等 学 校	平成27年1月19日	会田委員	
内 水 面 水 産 試 験 場	平成27年1月19日	会田委員	
長 井 高 等 学 校	平成27年1月19日	会田委員	
工 業 技 術 セ ン タ ー 置 賜 試 験 場	平成27年1月19日	会田委員	
米 沢 工 業 高 等 学 校	平成27年1月19日	会田委員	
米 沢 興 譲 館 高 等 学 校	平成27年1月22日	坂本委員	加藤委員

米 沢 警 察 署	平成27年1月22日	坂本委員	加藤委員
米 沢 東 高 等 学 校	平成27年1月22日	坂本委員	加藤委員
米 沢 養 護 学 校	平成27年1月22日	坂本委員	加藤委員
置 賜 農 業 高 等 学 校	平成27年1月22日	会田委員	
飯 豊 少 年 自 然 の 家	平成27年1月22日	会田委員	
置 賜 教 育 事 務 所	平成27年1月22日	会田委員	
長 井 警 察 署	平成27年1月22日	会田委員	
高 畠 高 等 学 校	平成27年1月22日	会田委員	
霞 城 学 園 高 等 学 校	平成27年2月4日	坂本委員	会田委員
青 年 の 家	平成27年2月4日	坂本委員	会田委員
山 形 南 高 等 学 校	平成27年2月4日	坂本委員	会田委員
上 山 警 察 署	平成27年2月4日	児玉委員	加藤委員
楯 岡 特 別 支 援 学 校	平成27年2月4日	児玉委員	加藤委員
山 形 中 央 高 等 学 校	平成27年2月4日	児玉委員	加藤委員
山 形 東 高 等 学 校	平成27年2月4日	児玉委員	加藤委員
産 業 技 術 短 期 大 学 校	平成27年2月5日	坂本委員	会田委員
工 業 技 術 セ ン タ ー	平成27年2月5日	坂本委員	会田委員
高 度 技 術 研 究 開 発 セ ン タ ー	平成27年2月5日	坂本委員	会田委員
山 形 職 業 能 力 開 発 専 門 校	平成27年2月5日	坂本委員	会田委員
天 童 警 察 署	平成27年2月5日	坂本委員	会田委員
総 合 療 育 訓 練 セ ン タ ー	平成27年2月5日	児玉委員	加藤委員
寒 河 江 警 察 署	平成27年2月5日	児玉委員	加藤委員
寒 河 江 工 業 高 等 学 校	平成27年2月5日	児玉委員	加藤委員
上 山 高 等 養 護 学 校	平成27年2月5日	児玉委員	加藤委員

村山警察署	平成27年2月6日	坂本委員	会田委員
村山産業高等学校	平成27年2月6日	坂本委員	会田委員
楯岡高等学校	平成27年2月6日	坂本委員	会田委員
朝日少年自然の家	平成27年2月6日	児玉委員	加藤委員
山形工業高等学校	平成27年2月6日	児玉委員	加藤委員
山形養護学校	平成27年2月6日	児玉委員	加藤委員
山辺高等学校	平成27年2月12日	会田委員	

## 第2 監査結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## イ 南陽高等学校

(イ) 収入事務が適切でないものがある。

(内容)

県証紙収入において、消印のないものが相当数あるもの  
平成25年度高等学校受験料 201件  
合 計 442,200円

## ロ 置賜農業高等学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、委託料の支払を履行の完了確認又は検査を完了した日から4か月を超えてしていないもの 1件

産業廃棄物処理業務委託

委託料 78,750円

検査日 平成25年9月9日

(産業廃棄物処理法に定める廃棄物処理業者によるマニフェストの返送期限)

請求書受理日 平成26年4月18日

支払日 平成26年4月30日

## ハ 高島高等学校

(イ) 前回監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

a 支出事務が適切でないものがある。

(a) 通勤手当について、月の全日数にわたり通勤実績のない職員に支給し、返納を要するもの 1件

平成26年1月支給分

既支給額 8,200円

正支給額 0円

要返納額 8,200円

(b) 扶養手当について、支給要件の喪失時期を誤って認定したことにより、返納を要するもの 1件

平成26年7月支給分

既支給額 13,000円

正支給額 0円

要返納額 13,000円

## ニ 山形南高等学校



(イ) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

山形県立山形南高等学校第2受水槽漏水対策工事

契約金額 1,188,000円

要契約保証金 118,800円

ホ 工業技術センター

(イ) 未収金等の債権の管理が適切でないものがある。

(内容)

a 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの 3件

県有機械貸付収入 54,600円

納期限 平成26年1月8日

納入日 平成26年1月31日 外2件

b 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円以上のもの 7件

県有機械貸付収入 25,760円

納期限 平成25年10月25日

納入日 平成25年12月3日 外6件

c 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもの 16件

県有機械貸付収入 1,600円

納期限 平成25年5月2日

納入日 平成26年5月26日 外15件

へ 山形職業能力開発専門校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったものがある。

一般需用費の支払先誤り 2件

教務費（材料費）の支出（支出金額21,600円）

請求年月日 平成26年9月12日

誤った支払先への支出 平成26年9月26日

誤った支払先からの戻入 平成26年11月13日

正しい債権者への支出 平成26年11月21日 外1件

ト 総合療育訓練センター

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

前回監査で指摘及び注意された事項について、改善されていない等、内部けん制が的確に機能していないため、事務執行体制の改善が必要と認められるものがある。

a 支出事務が適切でないものがある。

(a) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限から3か月を超えて遅延しているもの 56件

誘導灯等のバッテリー交換

支払金額 27,090円

納品検査日 平成25年7月31日

請求書受理日 平成25年8月10日

支払日 平成26年2月3日 他55件

合計 4,159,909円

(b) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払を行っていないもの 161件

医薬品薬分包紙購入

支払金額 66,150円

納品検査日 平成25年10月4日

請求書受理日 平成25年11月11日  
 支払日 平成26年2月10日 他160件  
 合計 12,632,942円

b 支出事務が適切でないものがある。

(a) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、代金の支払を検査を完了した日から4か月を超えて行っていないもの 5件

児童福祉関係事務提要（追録）購入

支払金額 67,280円  
 納品検査日 平成25年6月12日  
 請求書受理日 平成26年5月15日  
 支払日 平成26年5月29日 他4件  
 合計 335,701円

(b) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、代金の支払を検査を完了した日から2か月を超えて行っていないもの 58件

医療材料購入（8月分）

支払金額 257,621円  
 納品検査日 平成25年8月30日  
 請求書受理日 平成25年12月12日  
 支払日 平成25年12月26日 他57件  
 合計 11,831,304円

(ロ) 支出負担行為が適切でないものがある。

(内容)

支払を誤って2回払い、過払分を次回請求分と相殺し支払ったもので10万円以上のもの 1件

医療材料購入（9月分）

請求額 401,983円  
 支出額 803,966円（二重払）  
 過払額 401,983円  
 次回請求額 438,058円  
 差引額 401,983円  
 差引支払額 36,075円

チ 朝日少年自然の家

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

前回監査で指摘及び注意された事項について、改善されていない等、内部けん制が的確に機能していないため、事務執行体制の改善が必要と認められるものがある。

a 支出事務が適切でないものがある。

(a) 代金の支払を検査を終了した日から4か月を超えて行っていないもの 15件

接着剤、乾電池、糸鋸刃、霧吹き、チェーンソー替刃等購入

一般需用費 2,808円  
 納品検査日 平成25年4月4日  
 請求書受理日 平成26年2月18日  
 支払日 平成26年3月4日 外14件  
 合計 297,848円

(b) 代金の支払を検査を終了した日から2か月を超えて行っていないもの 17件

一本橋修繕工事

工事請負費 945,000円  
 検査日 平成25年9月10日  
 請求書受理日 平成25年11月15日  
 支払日 平成25年12月18日 外16件  
 合計 1,758,373円

## b 収入事務が適切でないものがある。

施設使用料及びシート使用料について、利用者から領収した現金の金融機関への払込みを正当な理由もなく3営業日を超えて行っていないもの 26件

雑入（シート使用料）6,300円

現金収納日 平成26年6月11日

現金払込日 平成26年7月18日 外25件

合 計 263,980円

## (p) 支出負担行為が適切でないものがある。

(内容)

支出額を誤ったもので10万円以上のもの

シート並びにシュラフの賃貸借料 平成26年4月分から12月分まで

既支出額 1,139,940円

正支出額 1,027,260円

過払額 112,680円

## (h) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

## a 支払期限から3か月を超えて遅延しているもの 14件

一般需用費 24,400円

請求書受理日 平成25年6月7日

支払日 平成26年1月21日 外13件

合 計 130,481円

## b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 2件

一般需用費 6,424円

請求書受理日 平成25年11月11日

支払日 平成26年2月13日 外1件

合 計 12,792円

## (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

## イ 収 入

(イ) 調定手続が調定すべき日から1か月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(工業技術センター、山形職業能力開発専門学校、朝日少年自然の家)

## ロ 支 出

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、委託料の支払を履行の完了確認又は検査を完了した日から2か月を超えてしていないものがある。(米沢興譲館高等学校)

## ハ 契 約

(イ) 物品の購入について、一括発注し競争入札にすべきところ、正当な理由がないまま随意契約ができる1件160万円以下に分割して、発注しているものがある。(村山産業高等学校)

## ニ 債 権

(イ) 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円以上のものがある。(高度技術研究開発センター)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会委員長から平成26年12月16日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成27年3月6日

山形県監査委員	坂	本	貴	美	雄
山形県監査委員	児	玉			太
山形県監査委員	会	田	稔		夫
山形県監査委員	加	藤			香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
鳥海学園	前回監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。	支出事務の執行に当たっては、期末勤勉手当の算出チェックリストを作成し、複数職員による事務の確認を徹底するよう改善しました。
最上学園	支出事務が適切でないものがある。	委託料の支出に当たっては、支払状況確認一覧表を作成するとともに、複数職員により執行状況を確認するよう改善しました。
	前回監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。	支出事務の執行に当たっては、期末勤勉手当の算出について複数職員により確認する体制を整えるとともに、期間率の算定に変更が生じる場合は、出納機関へ確認するよう改善しました。
衛生研究所	設計・積算が適切でないものがある。	設備管理契約の締結に当たっては、設備変更時や不具合発生時の報告様式及びチェックリストを整備し、必要手続を確認するよう改善しました。
山形空港事務所	未収金等の債権の管理が適切でないものがある。	未収金等の債権管理に当たっては、既存の事務処理管理表に項目を追加し収納状況の管理を行うとともに、定期的に課内で確認する体制を整備するよう改善しました。
環境科学研究センター	契約の締結又は履行が適切でないものがある。	契約の締結に当たっては、査閲者を増やすことにより決裁の仕組みを強化するよう改善しました。
庄内教育事務所	支出事務が適切でないものがある。	支出伺の執行に当たっては、決裁ラインに係長級職員及び事業担当課職員を追加し、確認・点検するとともに、事業毎の債権者情報一覧表を作成・添付することにより、チェック体制の強化を図り、再発防止に向け改善した。
新庄養護学校	支出事務が適切でないものがある。	旅費の支払を遅延させないよう旅行命令簿決裁後、こまめに財務会計システムに入力のうえ、逐次、精算を行うよう改善した。 また、複数職員による執行状況の確認を定期的に行い、復命書提出の遅延防止を含めて、進行管理を行うよう改善した。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成25年5月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成27年2月5日付けで山形県知事から通知があった。

平成27年3月6日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄  
山形県監査委員 児 玉 太  
山形県監査委員 会 田 稔 夫  
山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
道路保全課	<p>（トンネルに関する計画策定）</p> <p>「初回点検」は平成25年度までに完了させることとしている。</p> <p>この点検により、緊急性を要すると判断される不具合が発見されたならば、迅速な対応を行うことが必要である。</p> <p>県管理トンネルの全てに対しこの点検が行われた後には、速やかに将来の長寿命化修繕計画を策定し、計画に従った施策を講じる必要がある。この際、トータルコストを削減し、将来にわたり平準化するように検討する必要がある。</p>	<p>平成25年度までに現在県が管理している全てのトンネルについて、点検を実施し、長寿命化計画を作成している。トンネルは定期的に点検を行い、小規模な損傷のうちに補修を行うことで、トータルコストが削減できると考えており、長寿命化計画に沿って計画的に補修を行っている。また、今後も定期的（5年に1回）に点検を実施していく。</p>

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成26年5月30日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成27年2月5日付けで山形県知事から通知があった。

平成27年3月6日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄  
 山形県監査委員 児 玉 太  
 山形県監査委員 会 田 稔 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
税政課	<p>（産業廃棄物税）</p> <p>課税事務調査について</p> <p>山形県産業廃棄物税事務処理要領の13節では、「申告額の妥当性を検証するため定期的に（原則として1年度に1回）実地調査を行うものとする。」と定めている。しかし、「原則として1年度に1回の取り扱いについて」の解釈が総合支庁間で異なっていた。1年度に1回1業者のみの検査では、業者数が増えるほどすべての業者を検査するのに年数を要し、課税事務調査の合理性が損なわれる恐れがある。よって、早期の文言の見直し又は運用の統一を図る必要がある。</p>	<p>事務処理要領に係る運用通知により、各総合支庁において、定期的に（原則として1年度に1回）、管内のすべての調査対象事業者の実地調査を行うことに運用の統一を図った。</p> <p>（平成26年9月25日付け税第233号税政課長通知）</p>

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成23. 6. 24	第2254号	654	下から3	下萩野	下萩野
同	同	同	下から1	下萩野	下萩野
同	同	655	2	下萩野	下萩野
同	同	同	下から13	下萩野	下萩野
同	同	同	下から11	下萩野	下萩野

平成27年3月6日印刷  
平成27年3月6日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056